資料４

法人ベース・レジストリの整備に向けた制度的な対応について

２０２５年４月

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背景：
商業法人・不動産登記関係のデータには、氏名等の個人情報が含まれるところ、ベース・レジストリにおける個人情報の取扱いについて、これまでデジタル臨時行政調査会作業部会やデジタル関係制度改革検討会において検討してきたところ。

具体的には、

- 他の行政機関に対する登記情報の提供については、保有個人情報の利用目的のための提供として実現することとし、法務省においては登記情報に係る既存の利用目的の変更を、連携のためのシステム整備を行うデジタル庁においては登記情報に係る新たな利用目的の特定を行うこと
- 具体的な利用目的の変更・特定の内容については、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（閣議決定）により確定した内容に基づき、登記データを提供する趣旨を明確化する方向で検討する

こととした。

本日議論いただきたい課題：
公的基礎情報データベース整備改善計画のうち、特に、法人ベース・レジストリについては、計画案の記載内容も具体化されてきたところ、具体的な利用目的の変更／特定の内容について、議論いただきたい。

①商業登記・不動産登記関係DB（法人・不動産ベース・レジストリ）

- 改正法案では、デジタル臨時行政調査会作業部会（第21回）やデジタル関係制度改革検討会（第１回）における**法務省・デジタル庁の役割分担に基づき、所掌を定めている**。具体的な**システムについては、今後アーキテクチャを決定し、整備を検討**する。
- なお、法務省・デジタル庁における個人情報保護法の整理（利用目的の変更・特定）については、同検討会において、「閣議決定によって確定した内容に基づき、登記データを提供する趣旨を明確化する方向で検討」することとしていた。法案成立後においては、**具体的な利用目的の変更・特定の内容については、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（閣議決定）により確定した内容に基づき、登記データを提供する趣旨を明確化する方向で検討**する。

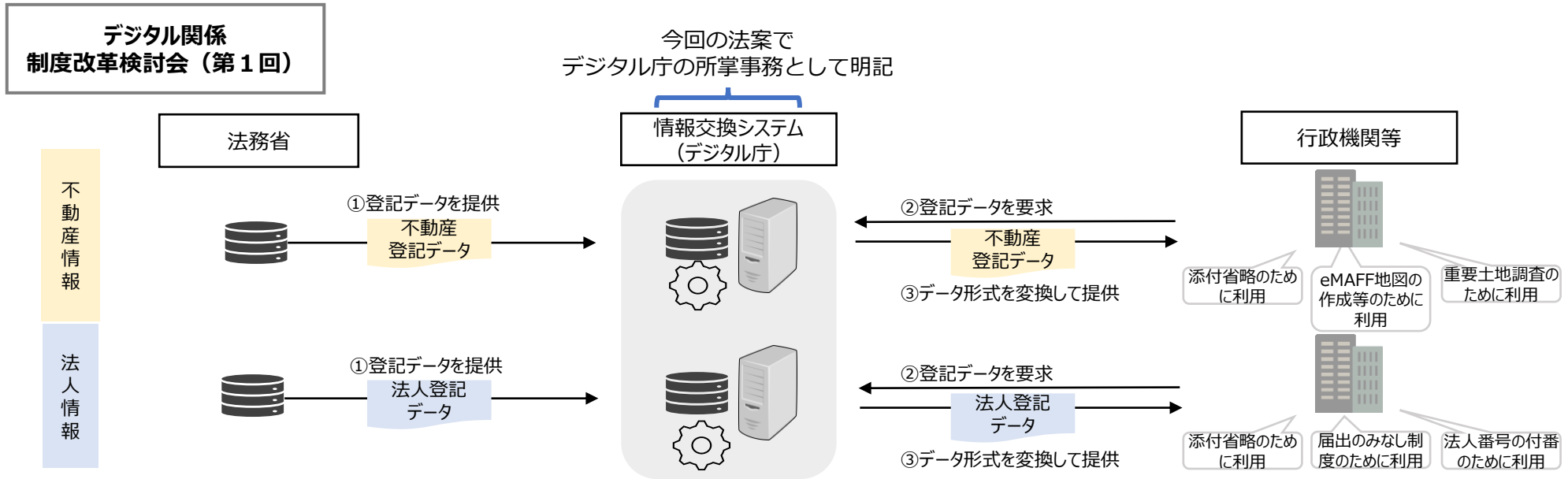

利用目的の変更／特定（案）

＜法務省における商業法人登記に係る利用目的の変更＞

以下の記載を追加。

「公的基礎情報データベース整備改善計画に基づき、ベース・レジストリの整備のために、デジタル庁への登記情報の提供を行う。」

＜参考＞　現行の利用目的　（株式会社の場合：商業登記法第６条第５号の株式会社登記簿）

「株式会社に関する登記を行うとともに登記事項の公開のために利用する」

＜デジタル庁における法人ベース・レジストリとしての利用目的の特定＞

「公的基礎情報データベース整備改善計画に基づき、行政機関等に提供を行う」

参考

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）(抄)

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

２　行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

３　行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用及び提供の制限）

第六十九条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

２～４　(略)

参考

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）(抄)

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一～十一　(略)

２・３　(略)

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

２～５　(略)